

# 全労連会館 貸会議室利用規約

## 第1条（目的）

本利用規約は、会議室運用規程（以下「規程」という）第3条に基づき、貸会議室の利用に関して必要な事項を定める。

## 第2条（遵守事項）

会議室利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）利用時間ならびに定員は、所定の範囲内とすること。
- （2）利用後の原状回復を行うこと
- （3）建造物、設備及び什器備品を汚損・破損・紛失しないこと
- （4）貴重品等は、会議室利用者の責任において管理すること

2.前項各号に違反して会議室利用者に損害が生じた場合、その原因の如何にかかわらず、当法人は一切責任を負わない。

3.会議室利用者の責における付属設備機器の損壊又は著しい会議室の汚損等が生じた場合は、当法人が指定する内容で実費弁償を行う。

## 第3条（禁止事項）

会議室利用者は、次の事項を行ってはならない。

- （1）この法人の承認しない掲示、物品販売、募金活動、音楽関係の催事、宣伝、その他会館に悪影響を及ぼす行為
- （2）届出のない飲食物の持込み
- （3）会議室内での喫煙
- （4）届出のない機器・音響機器の使用
- （5）騒音・臭気・振動・発火の危険性のある物品の持込み
- （6）壁・窓・柱等への貼り紙や釘類の使用
- （7）机その他に落書き又は傷をつける行為
- （8）会館の敷地内での立て看板・ビラ配布等
- （9）政治・宗教活動、物品の販売等を目的とした利用（ただし、当法人が許可した場合を除く）
- （10）他の会議室利用者、入居者及び近隣に迷惑を及ぼす行為

## 第4条（利用制限）

会議室利用者が次のいずれかに該当する場合、この法人は、会議室の利用を許可せず、また、すでに承認した会議室の利用の取消等の措置を取ることができる。

- (1) ユーザ登録情報・申込書の記載に偽りがある場合
- (2) 第三者に転貸又は譲渡した場合
- (3) 本利用規約に違反または違反するおそれのある場合
- (4) 公序良俗に反する場合
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係している場合
- (6) その他、この法人の指示に従わない場合

2.前項の措置により、キャンセル料金が発生する場合、当法人は、相当額を徴収する。

#### 第5条（貸会議室予約管理システム利用の一時停止）

次のいずれかの場合、当法人は事前の通知なしに貸会議室予約管理システム（以下、「システム」という）の利用を一時停止することができる。

- (1) システムの保守、点検、修理、仕様の変更、メンテナンスを定期的または緊急に行う場合
- (2) 天変地変その他の不可抗力によって、システムが利用できなくなった場合
- (3) その他一時的な中断・停止の必要性があると判断した場合

2.前項の一時停止によって発生した損害については、この法人は一切責任を負わない。

#### 第6条（個人情報保護）

会議室の利用に際して取得した個人情報は、当法人の「個人情報保護方針」に則り、適切に取り扱うこととする。

2.当法人は、「個人情報保護法」に定めのある場合を除き、あらかじめ会議室利用者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはしない。

#### 第7条（補則）

本規約に定めるもののほか、貸会議室の利用に関し必要な事項は、貸会議室予約要綱による。

#### 第8条（改廃）

この規約の改廃は、理事会の議決による。

2.この規約は、2023年10月1日より施行する(2023年9月6日第52回理事会議決)